明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	日号外	ページ
○山口県公安委員会		
三七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件	二〇	九
○鹿児島県公安委員会		
五〇五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件	二〇	九